

# 報道機関配付資料 安城市

## 件名 愛知県嚴重警戒宣言の解除に伴う市公共施設の利用制限の見直しについて

令和3年3月19日

東京都をはじめ首都圏4都県に発令されている国の緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることに伴い、3月1日より発出されていた愛知県嚴重警戒宣言も21日をもって解除されることとなりました。

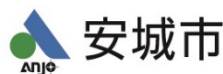
これにより、3月21日まで利用時間を午後9時までに制限していた「青少年の家」と「キーポート（コワーキングスペース）」について、3月22日以降は感染防止対策を徹底した上で通常通りの利用時間で再開することとしました。なお、3月22日以降、市公共施設等において利用時間を制限している施設はありません。

また、これらの情報は市公式ウェブサイトへ掲載する予定です。

(<https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/bosaibohan/covid19-event.html>)

問い合わせ 安城市役所（電話・市外局番 0566）

市民生活部 危機管理課 （電話 71-2220）



安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

